

商 品 名 ( 愛 称 )	教育ローン (当座貸越型)
------------------	---------------

ご利用いただける方	<p>下記のすべての条件を満たし、保証会社（社団法人しんきん保証基金）の保証が受けられる方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に就学するご本人または学校に就学する子弟を持つ親権者等。</li> </ul> <p>※「学校」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定継続した収入のある方。</li> </ul>
お 使 い み ち	<p>(1) 就学する学校（教育施設）への1年分の納付金。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就学する学校が対象。</li> <li>②学校寄付金、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金も対象とします。</li> <li>③振込（支払）から3カ月以内のものに限り、振込済（支払済）の資金も対象とします。</li> </ul> <p>(2) 就学に付随してかかる1年分の付帯費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①100万円以内とします。</li> <li>②教材代、引越費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、受験費用等を対象とします。</li> <li>③支払いから3カ月以内のものに限り、振込済（支払済）の資金も対象とします。</li> </ul> <p>(3) 教育関連資金借入の借替資金（上記（1）または（2）と合わせての申込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①借り替えのみのお申込不可。</li> <li>②借り替えるローンは、申込人本人のもので、資金用途が上記（1）または（2）に該当するものに限ります。</li> <li>③借り替えるローンは、金融機関（当金庫および株式会社日本政策金融公庫を含む）からの借入に限ります。</li> <li>④借り替えに伴う繰上返済にかかる手数料も含めることができます。</li> </ul>
ご 利 用 形 式	<p>(1) 当座貸越</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当座貸越専用口座を開設し、貸越極度額ならびに貸越契約期限の範囲内でご利用いただけます。</li> </ul> <p>(2) 証書貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当座貸越期限終了後、当座貸越残高を証書貸付に切り替えさせていただきます。</li> </ul>
ご 融 資 限 度 額 ( 貸 越 極 度 額 )	<p>(1) 貸越極度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円以上300万円以内（10万円単位）</li> </ul> <p>(2) 証書貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記「ご利用形式」(1)の当座貸越元金残高と最終利払日以降の貸越利息</li> </ul> <p>（保証料金額を含むことも可）</p>
ご 利 用 期 間	<p>(1) 当座貸越 4年7カ月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①内訳 合格後入学まで・・・ 6カ月以内</li> <li>在学中・・・・・・・・・・ 4年以内</li> <li>卒業後・・・・・・・・・・ 1カ月以内</li> </ul> <p>②当座貸越契約は1年毎の更新とします。</p> <p>(2) 証書貸付 3カ月5年以内</p>

ご 融 資 利 率	(1) 当座貸越 固定金利
	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。なお、保証料年1.10%は金利に含まれます。
	(2) 証書貸付 固定金利
	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。なお、保証料年0.95%は、切替時に別途一括前払いとなります。
	(3) ご利用利率は、金利情勢等に応じて見直しさせていただくことがあります。
ご 利 息 の 計 算 方 法	・毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算
ご 出 金 方 法	(1) 融資金は、当金庫窓口でのご出金となります。(カードは発行されませんので、ATMでのご出金は出来ません。)
	(2) 原則、取扱店から学校等へ振込していただきます。
ご 返 済 方 法	(1) 当座貸越
	①元金返済据置とし、貸越契約期限までに証書貸付に借り替えることで一括返済していただきます。ただし、臨時の任意返済も可
	②お利息については、毎月15日に返済用口座から自動引落し
	③当座貸越期限内であっても、証書貸付への借り替えは可
	(2) 証書貸付
	①毎月元金均等返済または毎月元利金等返済
保 証 人 ・ 担 保	・保証会社(社団法人しんきん保証基金)の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は必要ありません。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、電話:089-946-1203)にお申し出ください。
	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他	・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
	・現在のご利用利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください